

川崎市意見表明等支援事業実施要綱

令和6年9月18日

6川こ児第2556号

市長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室（以下「対策室」という。）が、子どもが話したいことを自ら話せるように支援し、また、子どもの承諾を得てその意見を代弁する第三者として意見表明等支援員（以下「アドボケイト」という。）を配置し、子どもの意見を聴取することにより、川崎市南部児童相談所、中部児童相談所及び北部児童相談所（以下「児童相談所」という。）が関わる子どもの意見を表明する機会を確保し、もって子どもの権利擁護を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

- (1) アドボケイト 子どもが話したいことを自ら話せるように支援し、子どもの意見を聴取等により把握し、その意見を代弁する第三者のことをいう。
- (2) スーパーバイザー アドボケイトの資質向上等のため、高い専門性を有する有識者で、アドボケイトに対する指導、教育を行う者のことをいう。
- (3) 意見表明等支援 児童相談所が関わる子どもの意見や意向をアドボケイトが把握し、子どもに代わって、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等へ子どもの意見を伝えること。また、子ども自身の意見表明、及び代理による意見表明を行うことの支援をすることをいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

(実施対象)

第3条 意見表明等支援事業の対象者（以下「対象児童」という。）は、次の各号に定める児童とする。

- (1) 法第27条第1項第3号の規定により児童相談所が措置し、児童養護施設等に入所している児童又は児童相談所が委託し、里親家庭若しくは小規模住居型児童養育事業を行う場所で生活している児童
- (2) 法第33条第1項の規定により児童相談所が一時保護し、一時保護所に入所している児童又は児童相談所が一時保護を委託し、児童養護施設若しくは里親家庭等で生活している児童
- (3) 法第33条の6第1項の規定により児童自立生活援助事業を実施する住居に入居する児童
- (4) 前3号に掲げるもののほか、こども未来局長が必要と認める児童
(アドボケイト及びスーパーバイザー)

第4条 本事業の実施に当たり、アドボケイト及びスーパーバイザー（以下「アドボケイト等」という。）を置くものとする。

第5条 アドボケイトは、中立・公平性が認められ、かつ児童福祉全般について深い知識と経験を有する者で、医師、社会福祉士、公認心理師、精神保健福祉士、弁護士、保育士等の資格を有するものの中から選任し、市長が委嘱する。

第6条 スーパーバイザーは、アドボケイトに対して適切な指導、教育を行うことが可能な知識と経験を有する者の中から選任し、市長が委嘱する。

第7条 アドボケイト等の任期は、委嘱開始日から当該年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

(アドボケイトの職務)

第8条 アドボケイトは、対象児童が生活している施設等へ定期的に訪問し、面接等を実施する中で、当該児童の意見の形成を支援し、意見や意向等を把握するとともに、希望に応じて、意見表明の支援又は代理による意見表明を行うものとする。また、面接等の実施に当たっては、年齢、性別等に応じた対応に努めるとともに、対象児童が話しやすい環境を整えるものとする。

2 前項に基づき支援等を実施した場合は、その内容等を記録した報告書を作成し、対策室に提出するものとする。

3 第1項に定める対象児童との面接等において、被措置児童等虐待などの重大事案が疑われる場合は、速やかに対策室に報告するものとする。

4 アドボケイトに求められる専門性向上のため、川崎市が指定する研修を受講する

ものとする。

5 その他本事業の目的達成のために必要な対応を行うものとする。

(スーパーバイザーの職務)

第9条 スーパーバイザーは、アドボケイトの活動状況の把握、資質向上等のため、月に1回アドボケイトが活動する日に川崎市が指定する施設等を視察し、アドボケイトから事例の報告及び相談を受け、こどもの権利擁護の視点から必要な指導、教育及び助言を行う（以下「スーパーバイズ」という。）ものとする。

2 前項に基づきスーパーバイズを実施した場合は、その内容等を記録した報告書を作成し、対策室に提出するものとする。

3 第1項の職務遂行のために必要な事前の打ち合わせ、意見交換会への出席等、その他必要な対応を行うものとする。

(責務)

第10条 アドボケイト等は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 アドボケイト等は、その職務の遂行において、社会性や客観性を確保し、入所児童等の立場や特性に配慮して適切な対応を図るものとする。

3 アドボケイト等は、委嘱時に川崎市情報セキュリティ基準等を遵守する旨の宣誓書及び同意書を提出しなければならない。

4 アドボケイトは、相互の連携に努めるものとする。

(解嘱)

第11条 市長は、アドボケイト等が次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、解嘱することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められた場合

(2) アドボケイト又はスーパーバイザーとしてふさわしくない言動があった場合

(3) 前条に定める責務に違反した場合

(4) アドボケイト又はスーパーバイザーから辞任の申し出があった場合

(事務局)

第12条 事務局を対策室に置き、意見表明等支援事業に係る事務等を統括し、アドボケイトの育成、意見交換会の実施などを行うものとする。

(報償費)

第13条 アドボケイト等に対する報償費は、別表第1及び別表第2に定めるものと

する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月18日から施行し、令和6年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第13条関係）意見表明等支援事業 アドボケイト報償費

区分	報償費（時間額）	交通費相当額
研修受講にかかわる報償費	2,800円	1,000円
活動にかかわる報償費	3,500円	1,000円

なお、研修受講・活動の時間に1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

別表第2（第13条関係）意見表明等支援事業 スーパーバイザー報償費

	報償費（1回あたり）
スーパーバイズにかかわる報償費	60,000円

なお、事前の打合せへの出席等、活動時間が2時間30分に満たない場合は、1回あたりの報償費を30,000円とする。